



鳩山町環境保全審議会委員を公募します

町では、鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例の改正及び環境保全条例に基づく制度の適正かつ効率的な運用を図るため、鳩山町環境保全審議会委員を公募します。なお、審議会については、良好な環境の確保に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ、調査、審議を行います。

■**応募資格** 次の①～④すべてに該当する方

- ①本町に引き続き1年以上住民基本台帳法の規定による住民登録をしている方
- ②応募日現在において、本町の審議会等の2件以上の公募委員となっていない方
- ③過去の審議会等への公募委員就任回数が原則として5回以上でない方
- ④令和7年4月1日現在において、満18歳以上の方

■**募集人数** 3人

■**報償費等** 会議参加1回につき6,000円

■**任期** 令和7年4月1日～令和9年3月31日(2

年間)

■**応募方法** 役場地域創生環境課及び役場東出張所に用意してある応募用紙に必要事項を明記し、令和7年3月24日(月)までに、前記のいずれかに提出してください。(土日・祝日を除く)

※郵送の場合は役場地域創生環境課宛て(3月24日(月)必着)

■**委員の決定**

①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。

②応募者多数の場合には、公開抽選により委員を決定します。

■**公開抽選** 3月28日(金)午前10時から、役場3階306会議室で行います。

■**問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 役場地域創生環境課 環境保全・生活安全担当

☎296-5894



税金のお支払いは、便利な口座振替で

町税の納付方法については原則口座振替を願っています。口座振替による納税は、指定した口座から納期限ごとに自動的に引き落としとして納税する便利な制度です。納期限を過ぎてしまうことがないように、口座振替をご利用ください。

口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉縣信用金庫・中央労働金庫・埼玉中央農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

■**申込方法** 振替を指定する口座のある金融機関へ通帳と届出印をご持参ください。なお、「口座振替依頼書」は役場税務会計課、役場東出張所でも用意しています。※ゆうちょ銀行(郵便局)については、直接最寄りの郵便局にて直接お申し込みください。

※口座振替の手続きには1か月程度かかります。余裕を持ってお申し込みください。

■**問合せ** 役場税務会計課 ☎296-5892



マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！

町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯(午前中のみ)とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職

員通用口(正面玄関向かって右側)からお入りください。

◆3月～5月 休日臨時開庁日

■**日時** 3月8日(土)、4月6日(日)、5月10日(土)午前9時～正午

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎296-5891

※予約があった日(予約のあった時間帯)のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。

Topics

トピックス



小型特殊自動車には課税標識(ナンバープレート)が必要です

農業や建設業などで使われる小型特殊自動車は、課税標識(ナンバープレート)の取得と軽自動車税(種別割)の納付が必要です。小型特殊自動車には、農耕作業用とその他(農耕作業用以外)の2種類あります。

※構内作業や田畑でしか使用せず、公道を走らない車両でも課税対象となります。

※車両を所有していれば、使用していなくても課税対象となります。

※下記の表の要件に該当しない車両は「大型特殊車両」となり、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。※軽自動車税(種別割)や自動車税(種別割)が課税されている車両は、固定資産税(償却資産)の課税対象とはなりません。

該当する車両を取得した場合、または現在未申告となっている車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税(種別割)の申告手続きを行い、課税標識(ナンバープレ

ト)の交付を受けてください。

所有者の変更や車両の買替え、廃車をした場合も届出が必要です。

※未申告車両の場合、最大5年間遡って課税となる場合があります。

■**手続に必要なもの**

・販売証明書または廃車証明書(譲渡証明書)

・本人確認書類

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の車両の所有者に対して課税されます。申告した際に、課税標識(ナンバープレート)が交付されますが、これは課税物件であることを表す標識であって、課税標識(ナンバープレート)の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

■**問合せ** 役場税務会計課 ☎296-5892

小型特殊自動車

農耕作業用	その他(農耕作業用以外)
トラクター、コンバイン、田植機、薬剤散布車など(車体の大きさや排気量の制限はありません。) ・最高速度 35km/h 未満 ・乗用装置のあるもの	フォークリフト、ショベルローダー(ホイールローダー)、キャタピラを有する運搬車など(排気量の制限はありません。) ・長さ 4.7m 以下 ・幅 1.7m 以下 ・高さ 2.8m 以下 ・最高速度 15km/h 以下
税額 年 2,400 円 / 台	税額 年 5,900 円 / 台



新生活の前に図書館へ！

4月から新しい生活を始める方も多いのではないのでしょうか。

新生活のために情報を集めておきたい、知っておきたい。そんなときはぜひ町立図書館へお越しください。図書館の資料を使って、調べもののお手伝いをします。

片付けや大掃除の際に返却期限を過ぎている図書館の資料を見つけた時は、お早めにご返却ください。

・本や雑誌→図書館返却カウンターまたはブックポスト

・CDやDVD→図書館返却カウンター

■**問合せ** 町立図書館 ☎296-5660

令和 7 年 4 月より 重度心身障害者自動車等燃料費補助金が変わります

申請に係る負担を軽減するため、これまで月ごとに必要であった申請を 1 年度 1 回の申請で補助を受けることができるよう、手続き方法を次のとおり変更します。なお、年間で受け取ることができる補助上限額はこれまでと同様です。

■申請方法 長寿福祉課の窓口にある申請書に必要事項を記入し、燃料費の領収書(合算して補助上限額に達する領収書または 1 年間分の領収書)を添えて長寿福祉

課へ提出してください。請求の対象となる領収書は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの日付のものに限ります。

■申請期限 当年度分は翌年 4 月 10 日まで

■注意事項 申請は年度内に 1 回のみです。年度内に既に申請され、補助金が支払われた方の再申請はできません。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

	現行 (令和 7 年 3 月まで)	改正後 (令和 7 年 4 月から)
申請方法	一月につき 1 回	年度内に 1 回、1 年分の申請
補助額	■自動車 上限 1,300 円 / 月 (1 リットルあたり 65 円、上限 20 リットルまで) ■バイク 上限 260 円 / 月 (1 リットルあたり 65 円、上限 4 リットルまで)	■自動車 上限 15,600 円 / 年 ■バイク 上限 3,120 円 / 年



鳩山町公式インスタグラムを ぜひご覧ください

鳩山町公式インスタグラムでは、町の風景やイベント等、様々な写真をアップロードしています。

町のおすすめスポットや桜の開花状況なども掲載しています。ぜひアカウント(hatoyama_official)のフォローをお願いします。

■閲覧方法 インスタグラムアプリをインストールし、右記二次元コードを読み取り

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212



鳩山町公式 LINE にご登録ください

鳩山町の公式アカウントを「友だち追加」とし、町公式ホームページと連動したイベント情報や、子育て関連情報などが自動的に配信されます。

この機会にぜひ、「友だち追加」をし、町公式 LINE を利用してみてください。

※鳩山町公式 LINE からの個別のお問い合わせは受付けておりません。あらかじめご了承ください。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

友だち登録方法

下記の二次元コードを読み取り、登録ください。

二次元コードが読み込めないときは、LINE アプリを開き、ホーム画面上部の検索欄に「鳩山町」と入力し、「公式アカウント」の検索結果から追加してください。



届け出られにより
保険料が納付できず
「年金が受け取れない」
とならないために！

就職や結婚などにより加入の種別が変わったら 国民年金の届け出をお忘れなく

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間は、すべての人が国民年金に加入します。職業などにより加入種別は、【第 1 号被保険者(自営業者など)】・【第 2 号被保険者(会社員・公務員)】・【第 3 号被保険者(第 2 号被保険者の被扶養配偶者)】の 3 つに分かれます。

就職や結婚などにより加入の種別が変わるときは、届出が必要です。

■問合せ

役場町民健康課 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657

○国民年金へ加入・変更するとき

こんなとき	どうする	届出先
20 歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第 1 号被保険者→市町村 (役場町民健康課) 第 3 号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者であった方も同様)	市町村 (役場町民健康課)
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第 3 号被保険者への種別変更の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手続きをする	市町村 (役場町民健康課)
配偶者が会社を変えたとき	引き続き第 3 号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先

※届出の内容により、届出先が異なります。また、届出の際には国民年金手帳または基礎年金番号通知書等の添付書類が必要になりますので、事前にご確認ください。

届出は、異動が
あってから 14 日以内
をお願いします

就職などで健康保険が変わったら 国民健康保険の届け出をお忘れなく

「就職で国民健康保険から職場の健康保険に加入した」、「退職で職場の健康保険をやめた」など、国民健康保険の内容に変更等が生じたときは、町役場へ届出が必

要です。加入・喪失の届け出忘れがないか、今一度ご確認ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

○届出が必要になる場合

	こんなとき	手続きに必要なもの	※住所・世帯主・氏名などの資格確認書に記載する内容が変わったとき、資格確認書等をなくしたとき・破損したとき、修学のために他の市区町村に転出したとき、施設入所のために他の市区町村に転出したときも届出が必要です。必要書類など詳細は、役場町民健康課までお問い合わせください。
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき 扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書・退職証明書・離職票など喪失日が記載された書類	※資格確認書等の窓口での交付については、マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなどの本人確認書類が必要になる場合があります。
	他の市区町村から転入したとき	特になし	
	国保加入者に子どもが生まれたとき	資格確認書等、母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定(変更)通知書	
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき 扶養家族になったとき	資格確認書等、加入した職場の資格確認書等	
	他の市区町村に転出するとき	資格確認書等	
	死亡したとき	資格確認書等	
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書等、保護開始決定(変更)通知書	